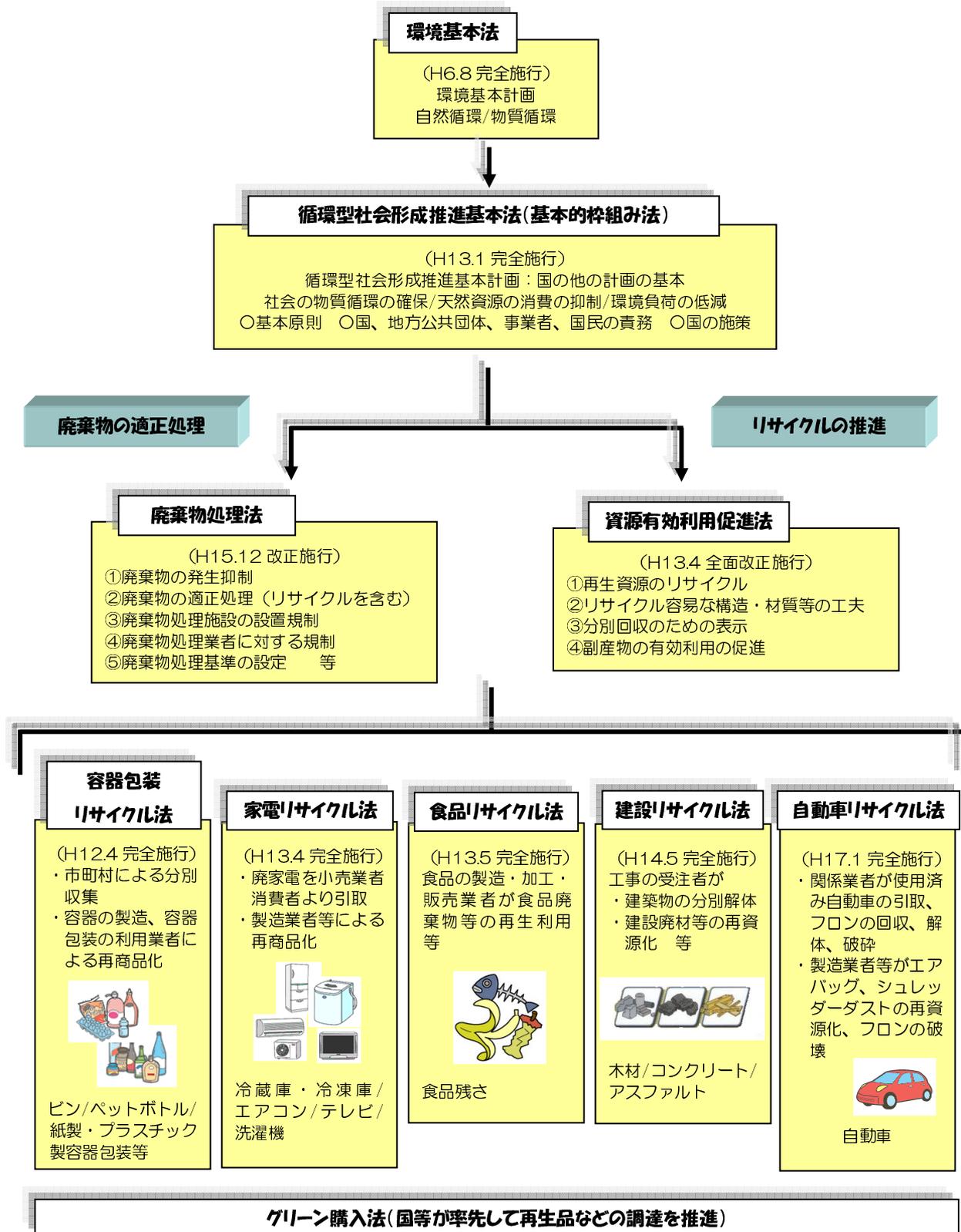


第6章 廃棄物・リサイクル関連法

1. 廃棄物・リサイクル関連法の体系図



2. 廃棄物・リサイクル関連法の概要

(1) 循環型社会形成推進基本法



(2) 廃棄物処理法

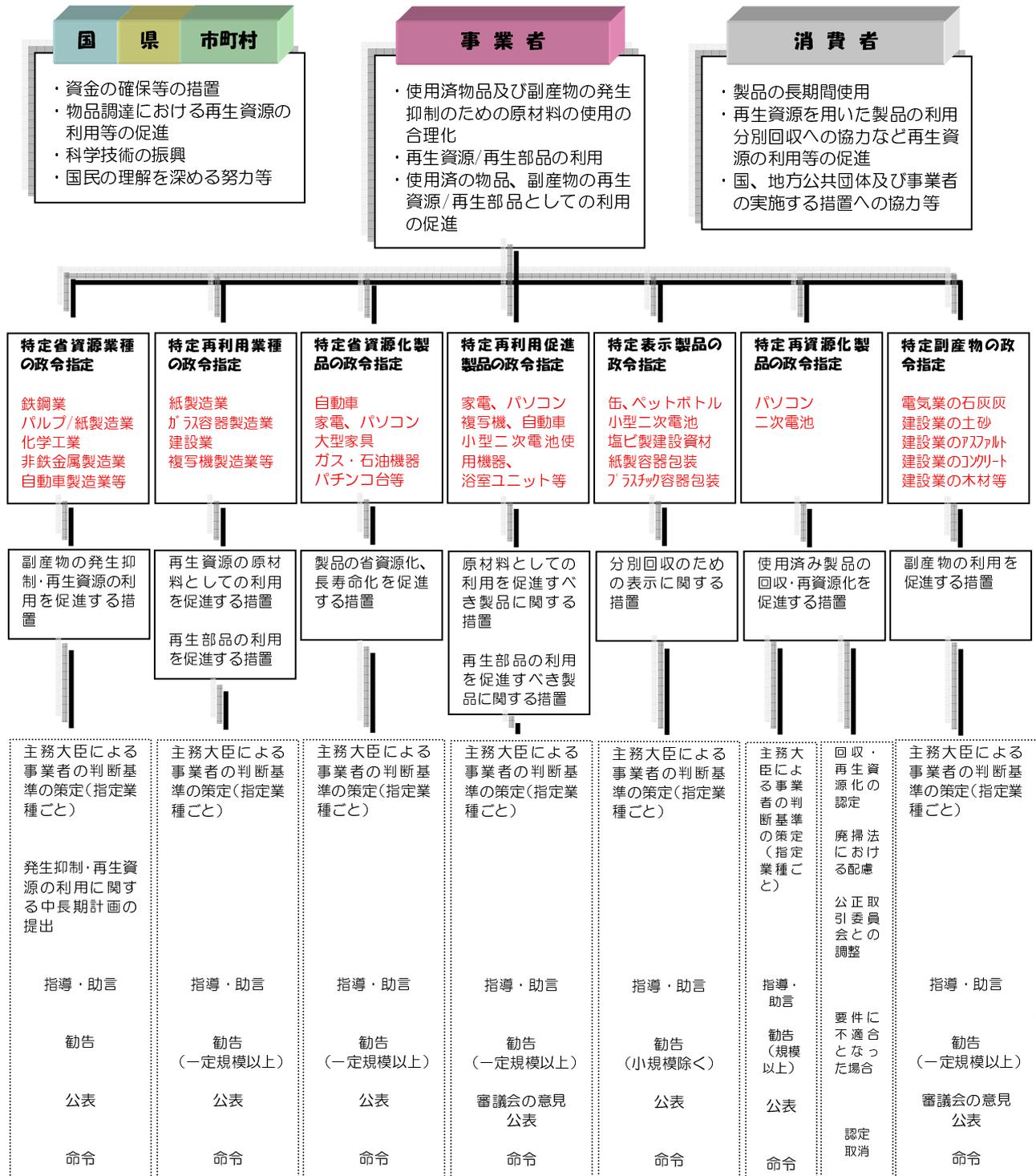
<p>目的</p>	<p>①廃棄物の発生抑制 ②廃棄物の適正な処理（収集、運搬、保管、処分、再生等） ③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る</p>				
<p>廃棄物の種類</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物 汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p> </td> </tr> </table>		<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p>	<p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p>	
<p>一般廃棄物 産業廃棄物以外の廃棄物 (家庭から排出されるごみ等)</p>	<p>産業廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等</p>				
<p>国民の責務</p>	<p style="text-align: center;">廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物を自ら処理すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。</p>				
<p>国の役割</p>	<p style="text-align: center;">  </p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定 ・廃棄物処理施設整備計画の策定 ・処理基準の設定 <li style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設基準の設定 ・委託基準の設定 ・技術開発/情報収集等 				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">廃棄物処理に係る主な規制（市町村及び都道府県の役割）</p>	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村長</p> </td> <td style="width: 45%; padding: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p> </div> </td> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)、 保健所設置市長(奈良市産業廃棄物対策課)</p> </td> </tr> </table>		<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p> </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)、 保健所設置市長(奈良市産業廃棄物対策課)</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市町村長</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">処理責任 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）の策定 ・市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない ・市町村は一般廃棄物処理基準に従い一般廃棄物の処理を行う </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">排出事業者 処理責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を自ら処理しなければならない ・運搬されるまでの間の保管基準の遵守 ・産業廃棄物処理基準の遵守 ・委託に係る責任 ・委託基準の遵守 ・処理計画/実施状況報告作成等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・一般廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域ごとに許可を受けなければならない ・産業廃棄物処理基準遵守 ・再委託の禁止 ・名義貸しの禁止 等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">一般廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">産業廃棄物処理施設設置者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置、譲渡等の許可を受けなければならない </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>その他：野焼きの禁止、海洋投入禁止等</p> </div>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">都道府県知事 (県廃棄物対策課)、 保健所設置市長(奈良市産業廃棄物対策課)</p>			

(3) 資源の有効な利用の促進等に関する法律（資源有効利用促進法）

本法では、合計 10 業種 69 品目を対象に各事業者に 3R すべてを取組として求めることができ、産業廃棄物対策や製品の設計から、回収・リサイクルまでカバーしています。

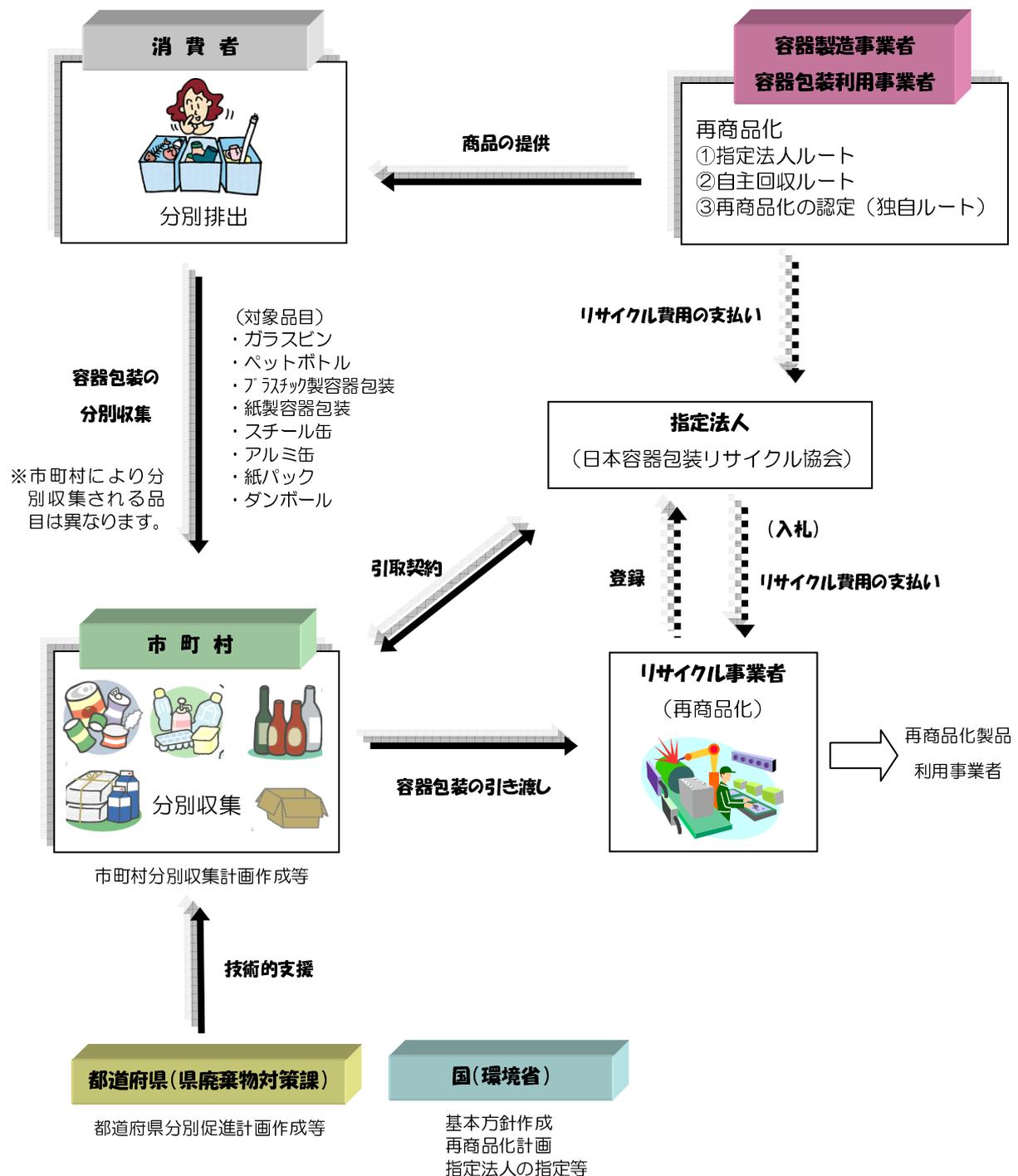
基本方針

主務大臣（事業所管大臣等）は、資源の使用の合理化、再生資源・再生部品の利用の総合的推進を図るための方針を策定・公表



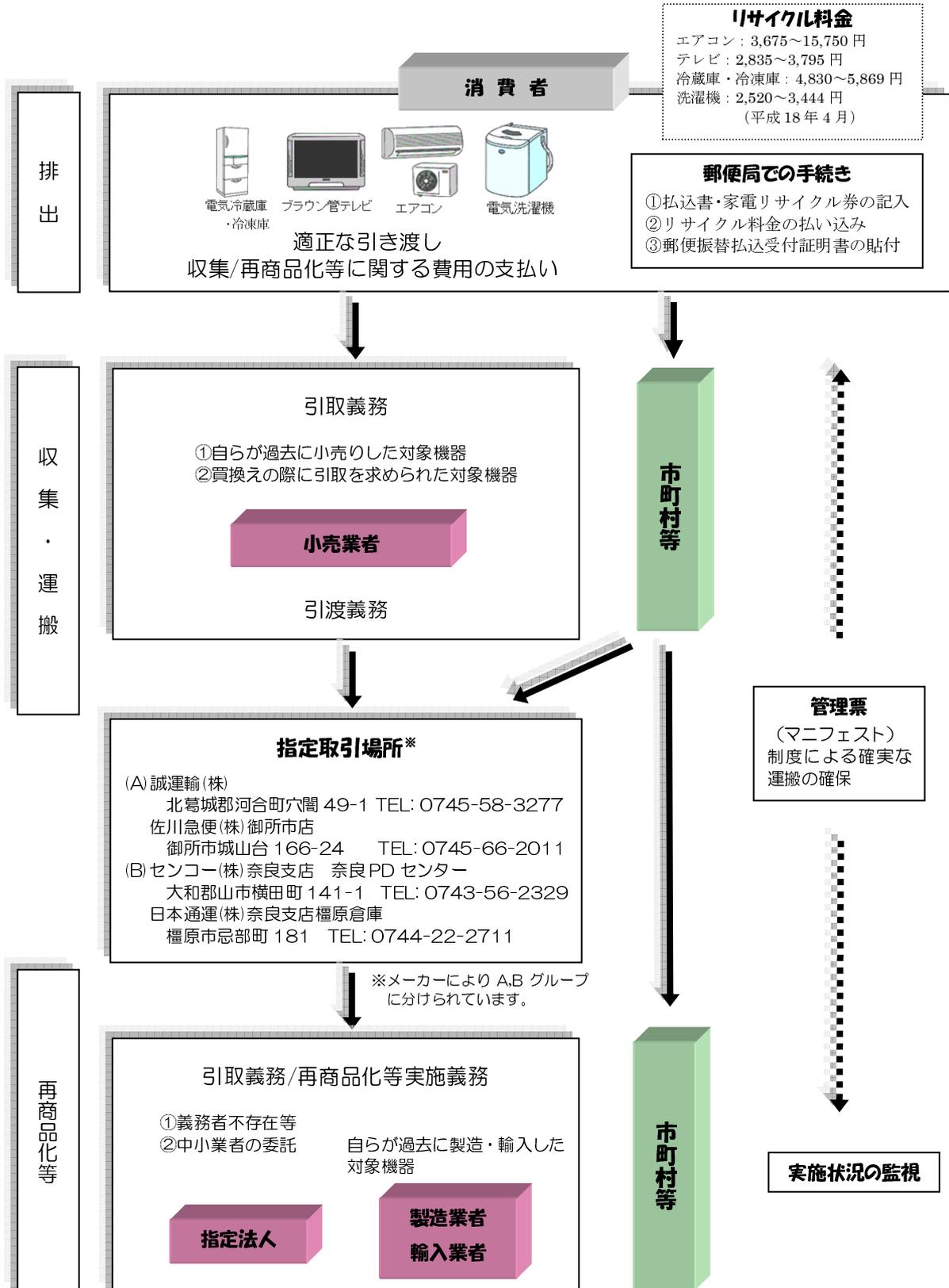
(4) 容器包装リサイクル法（平成12年4月完全施行）

本法は、家庭ごみに占める割合が容積比で約6割（全国）に達する容器包装廃棄物を対象に、資源として有効利用を進め、廃棄物の減量を目的として平成7年に制定されました。また、市町村のみが全面的に容器包装廃棄物（一般廃棄物）の処理責任を担うという考えを改め、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担を示したものです。なお、平成18年6月の法改正により、容器包装廃棄物の排出抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者に対し排出抑制を促進するために必要な指導、助言、勧告等の措置、また質の高い分別収集により、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して事業者が資金を拠出する仕組みを創設する等所要の措置が講じられました。



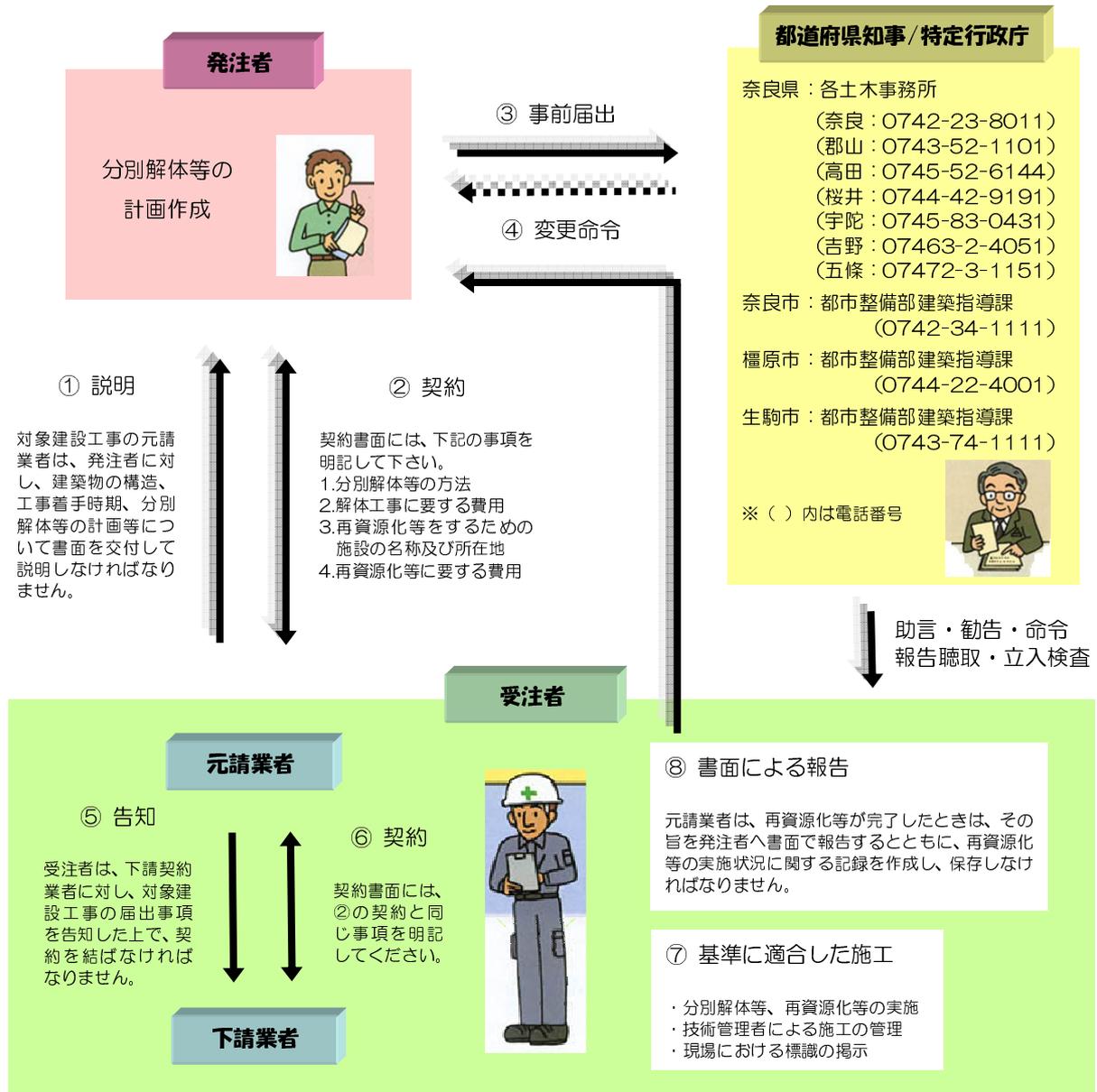
(5) 家電リサイクル法（平成13年4月完全施行）

家電リサイクル法では、家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の家電4品目について、小売業者による引取義務、及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化（リサイクル）義務が課され、消費者（排出者）は、家電4品目を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を負担しなければなりません。



(6) 建設リサイクル法（平成14年5月完全施行）

建設リサイクル法は、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材など）を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、その施工に特定建設資材を使用する新築工事や土木工事で、一定規模以上場合は、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけたものです。



※対象建設工事

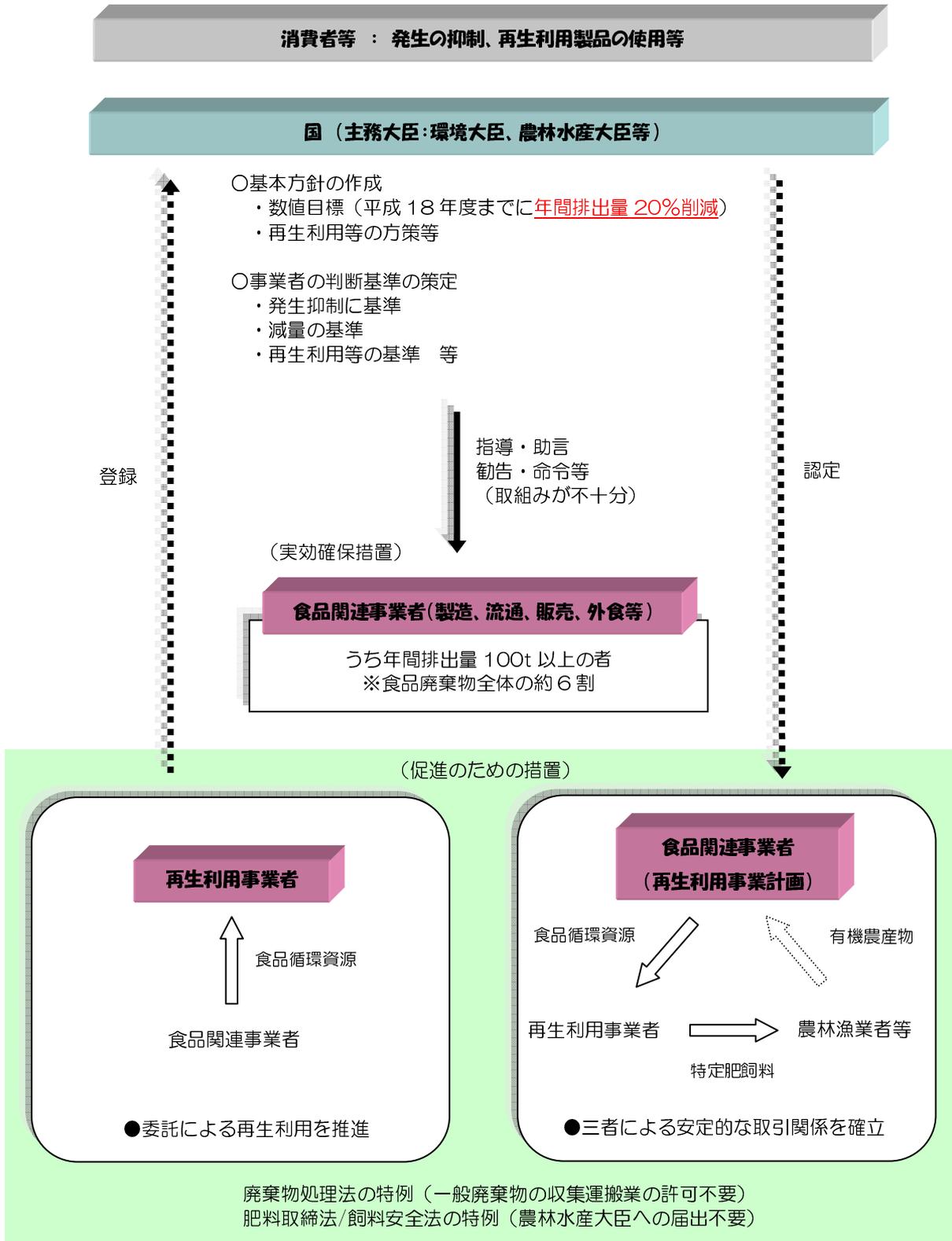
1. 建築物の解体工事では床面積の合計80m²以上
2. 建築物の新築/増築の工事では床面積の合計500m²以上
3. 建築物の修繕等の工事では請負代金の額1億円以上
4. 建築物以外の工作物の工事（宅地造成・擁壁工事などの土木工事）では請負代金の額500万円以上

(対象となる建設資材廃棄物)

- ・コンクリート → 路盤材、骨材等
- ・コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ・木材 → 木質ボード等
- ・アスファルト・コンクリート → 再生アスファルト、路盤材等
 (再資源化が困難な場合は焼却による縮減)

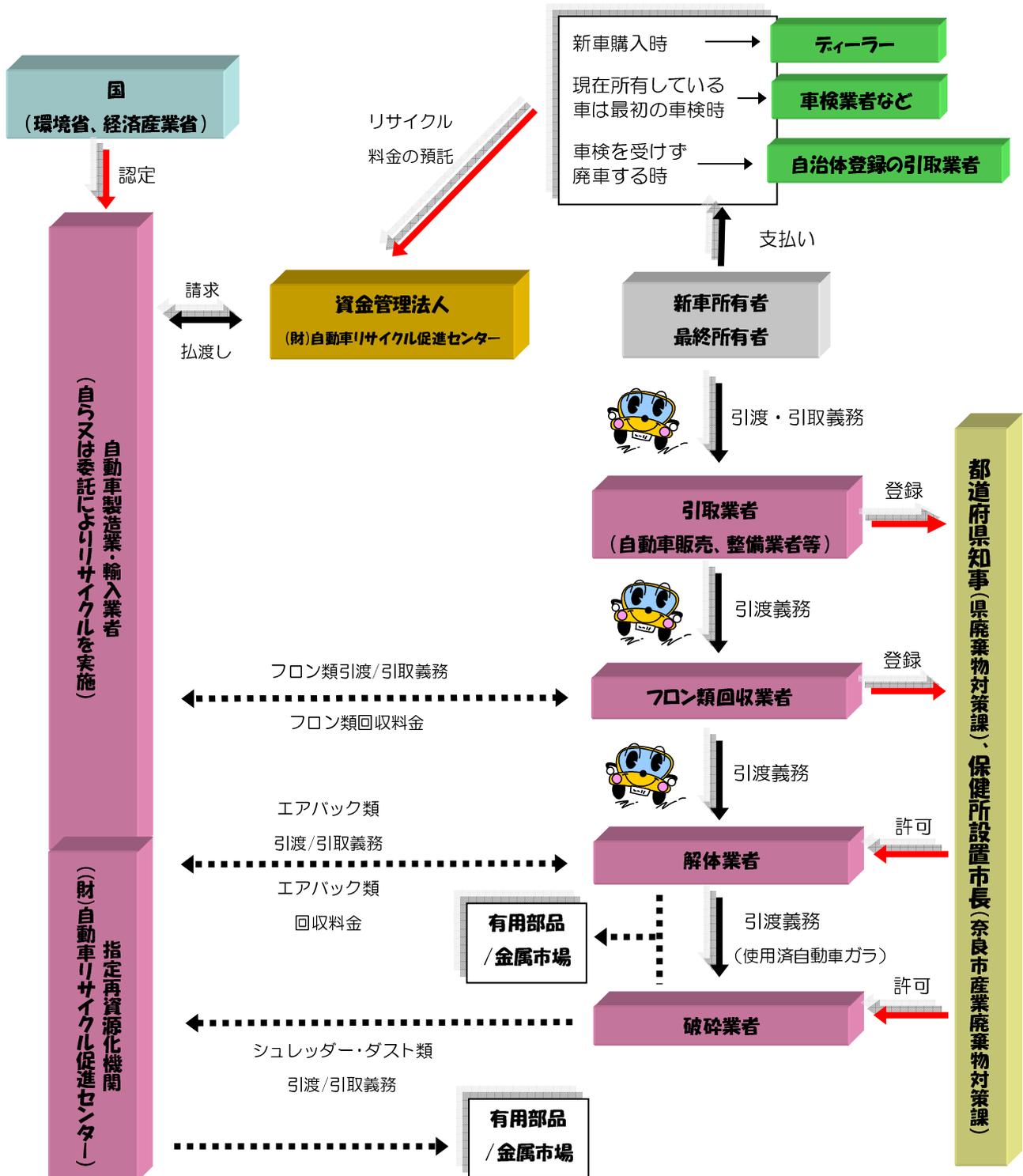
(7) 食品リサイクル法（平成13年5月完全施行）

食品リサイクル法は、事業者及び消費者は食品廃棄物等の発生抑制等に努め、食品関連事業者は主務大臣が定める再生利用等の基準に従い再生利用等に取り組むものとされ、主務大臣はこの基準に基づき食品関連事業者に対し、指導・助言・勧告及び命令を行うことができることを規定しています。



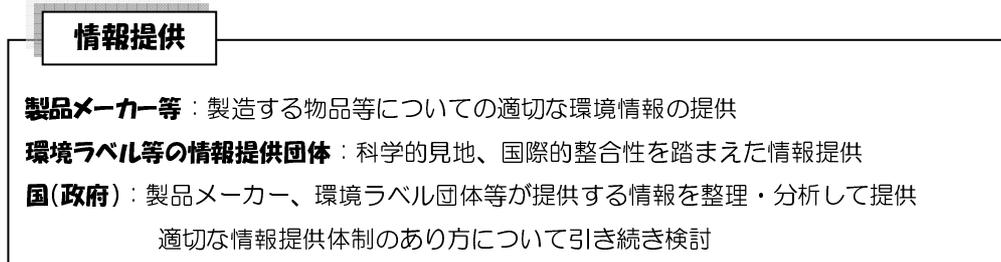
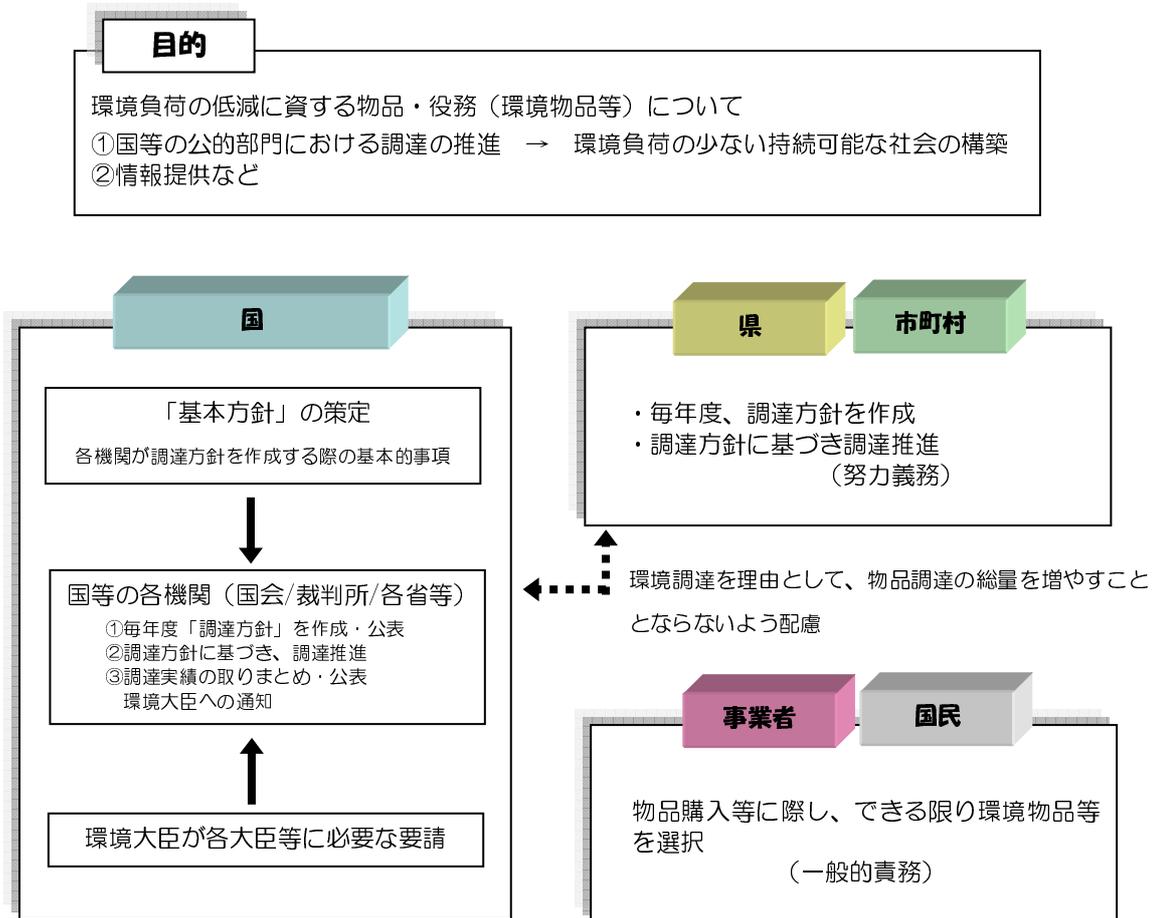
(8) 自動車リサイクル法（平成 17 年 1 月完全施行）

自動車リサイクル法では、拡大生産者責任の考えに基づき、使用済自動車の処理過程で発生するフロン類、エアバック類及びシュレッダーダストについて、自動車製造業者及び輸入業者に対して引取り及びリサイクルを義務づけています。また、リサイクルに充てる費用は、リサイクル料金として新車販売時（制度施行時の既販車は最初の車検時まで）に自動車の所有者があらかじめ預託することとなります。製造業者等の倒産・解散による減失を防ぐため、リサイクル料金は資金管理人が管理し、製造業者等はリサイクルにあたりその払い戻しを請求できます。なおリサイクル料金はあらかじめ製造業者等が定めて公表し、不適正な料金設定に対しては国が是正を勧告します。



(9) グリーン購入法（平成13年4月完全施行）

グリーン購入法は、循環型社会基本法の趣旨に則り、国及び地方公共団体等の公的部門による環境物品等の調達を推進及び環境物品等に関する情報提供の推進により需要の転換を図り、循環型社会の形成に資することを目的としています。



【コラム⑬：本当にリサイクルをしているということは・・・】

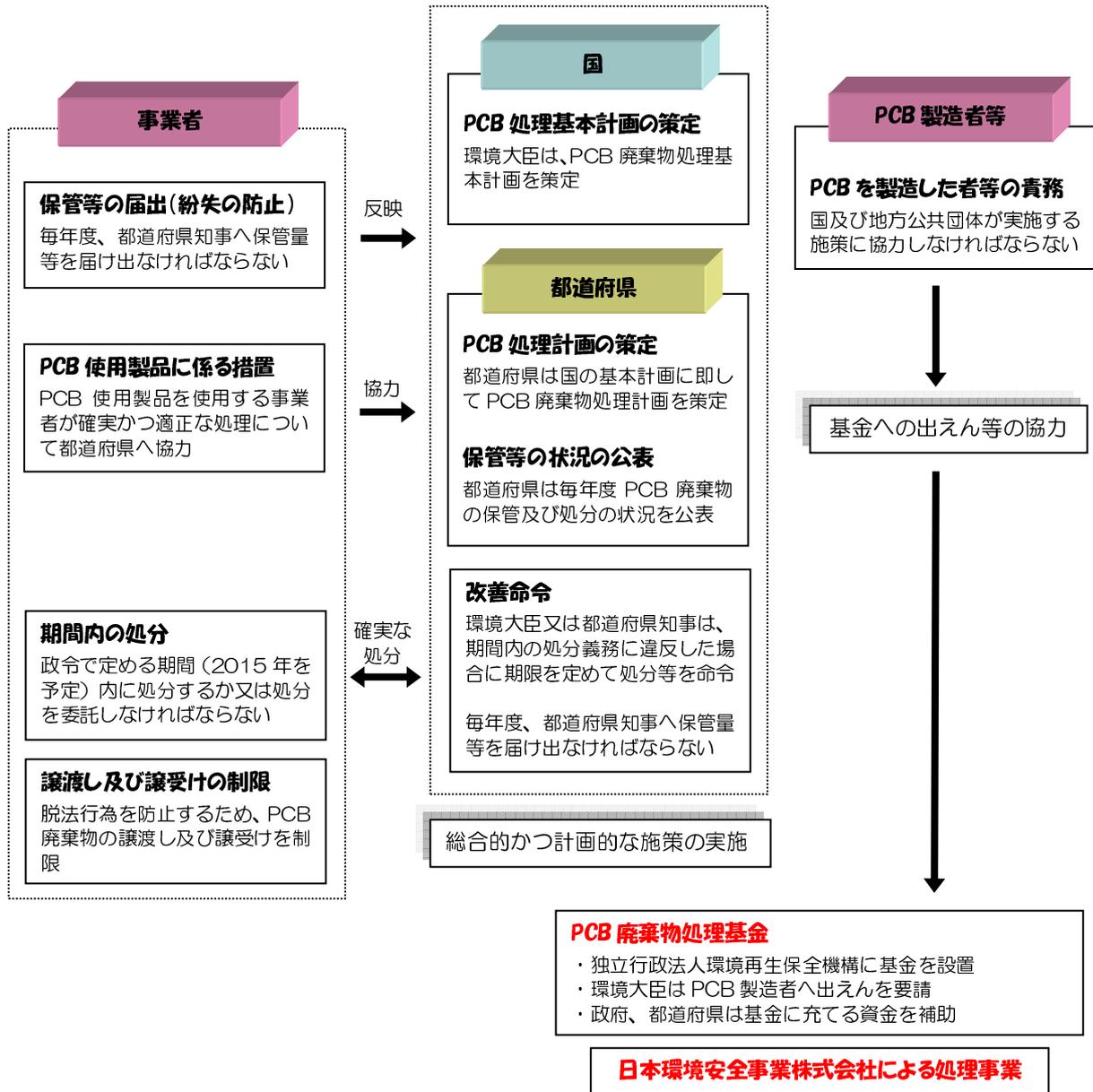
アメリカで行われているリサイクルキャンペーンのキャッチフレーズです！！

If you are not buying recycled, you are not really recycling!

(あなたがリサイクル製品を買っていないなら、本当にリサイクルしていることにはならない！)

(10) PCB 特別措置法（平成 13 年 7 月完全施行）

PCB 特別措置法は、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあるため、その処理のために必要な体制を整備することにより、確実かつ適正な処理を推進することを目的としています。

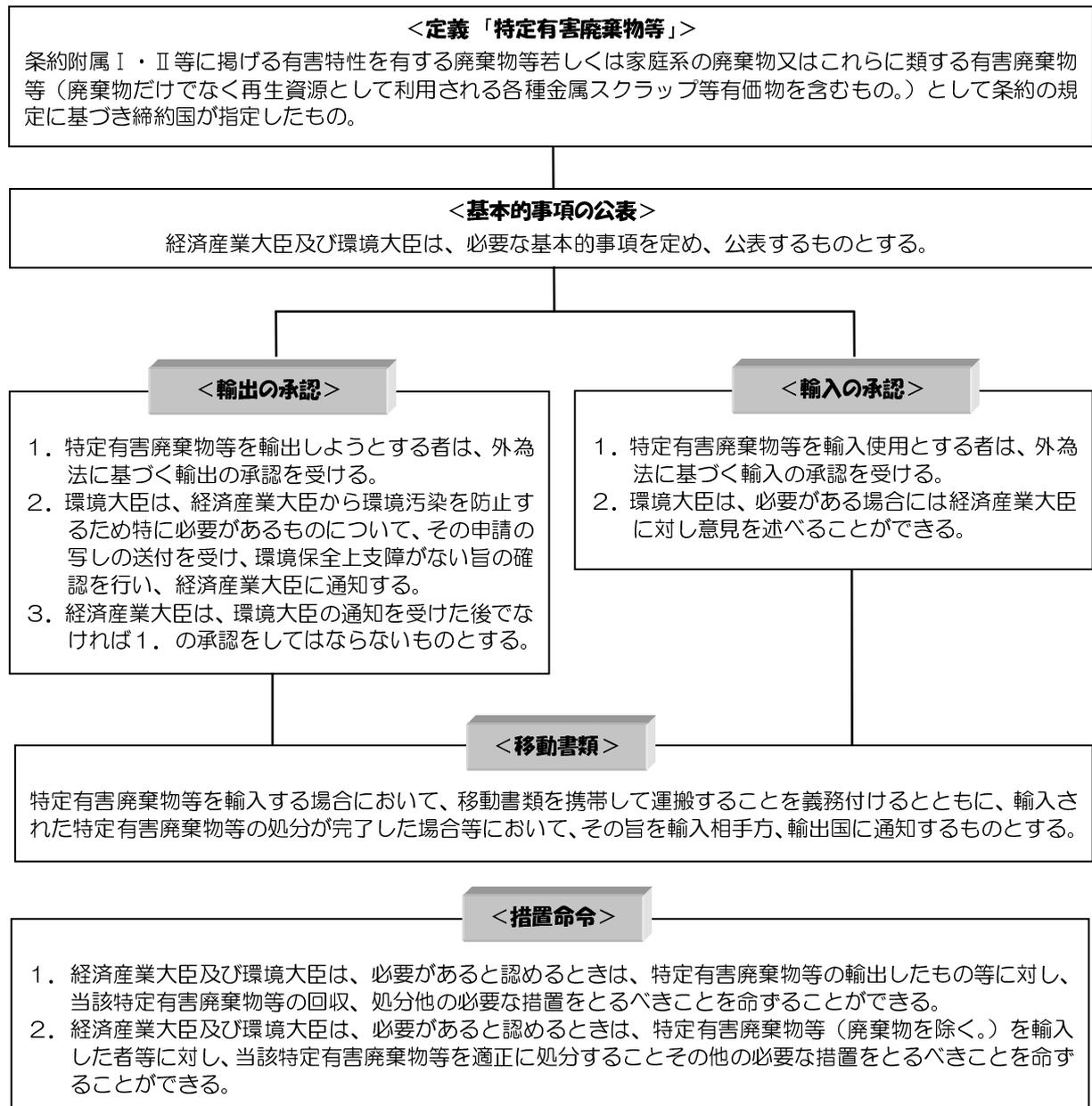


【コラム⑭:カネミ油症】

米ぬか油（ライスオイル）中に、脱臭工程の熱媒体として用いられた PCB（ポリ塩化ビフェニル）等が混入したことが原因で、1968 年（昭和 43 年）に九州を中心に皮膚病を発端に、手足のしびれやいわゆる「黒い赤ちゃん」の確認など深刻な健康被害が相次ぎ、約 1 万 3000 人が罹患したとされています。裁判では、カネミ及び PCB を製造した事業者の責任が問われましたが、和解が成立。その後、当該事業者は、同製品と保管中の PCB 合わせて約 5,500t を、自社事業所で焼却処理しました。

(11)バーゼル法（平成5年12月施行）

1980年代に多発した有害廃棄物の国境を越える移動の問題は、地球的問題のひとつであると認識されるようになりました。このため1989年3月の国連環境計画を中心に国際的なルール作りが行われ、有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、また不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務を規定したバーゼル条約が採択され、現在160カ国以上で批准されています。我が国では、バーゼル条約へ加盟するのに伴い、バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、国内実施法として「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（バーゼル条約国内法、通称「バーゼル法」）が制定されました。



○相談窓口

- メタル・スクラップ及びプラスチック・スクラップの輸出入についての問い合わせ
（財）日本環境衛生センター バーゼル条約輸出入規制事前相談課 （電話）044-288-4941
- メタル・スクラップ及びプラスチック・スクラップ以外の貨物の輸出入についての問い合わせ
経済産業省 産業技術環境局 環境指導室 （電話）03-3501-1511（内線3551）
- バーゼル法及び廃棄物処理法に係る問い合わせ先
環境省近畿地方環境事務所 （電話）06-4792-0700